

旅費等実態調査(国内外の引越料金に関する実態調査)

報 告 書

2025年3月

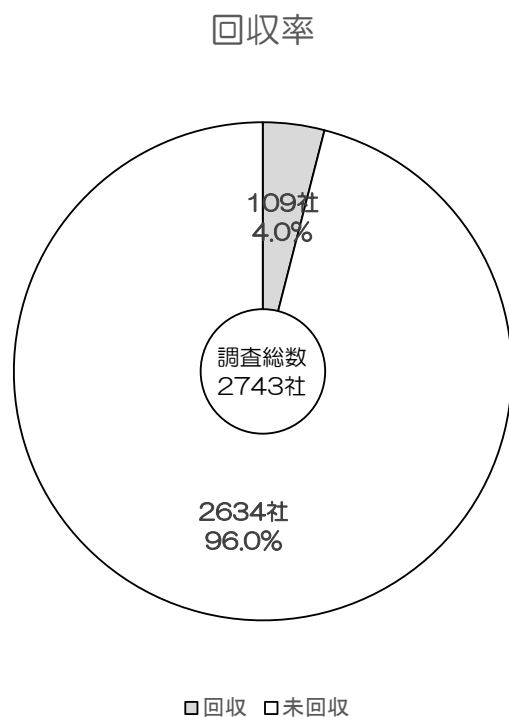
株式会社総合マーケティング・ビューロー

調査結果【Ⅰ】回収状況等

[1]調査総数・回収数・対象数

①回収率

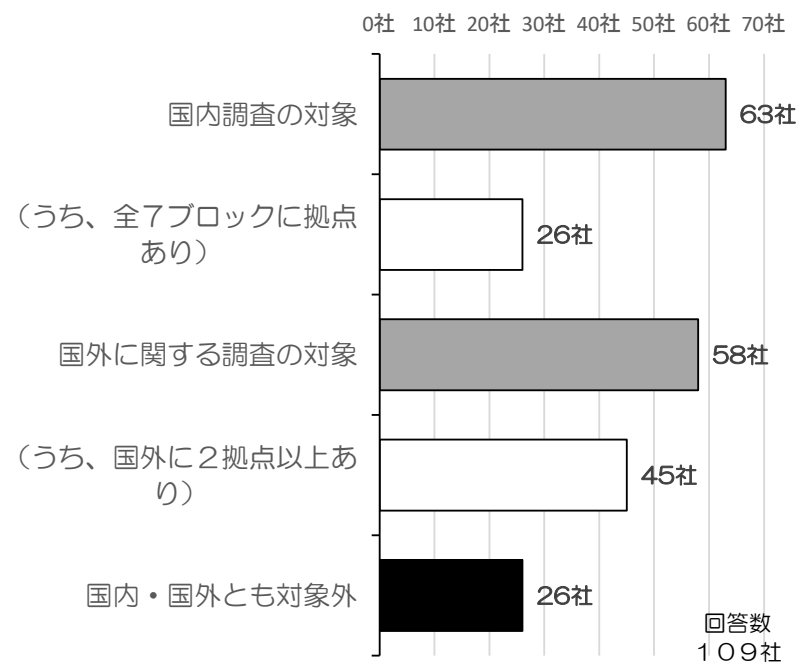
- ◆今回調査の対象として協力を依頼した企業総数は2,743社。
- ◆上記の企業のうち、アンケート調査への回答（web・郵送いずれか）のあった企業は109社で、調査対象総数の4.0%にとどまります。



②分析対象

- ◆回答企業109社について分析対象としたのは、以下の基準。
 - ≪国内≫63社
 - ・全国に拠点等のある企業（全国7ブロック全て拠点あり）：26社
 - ・7ブロック中4ブロック以上に拠点のある企業：37社
 - ≪国外≫58社
 - ・国外に拠点が2か所以上ある企業：45社
 - ・国外に拠点が1か所ある企業：13社
- ◆国内・国外の両方で対象となる企業は38社あるため、国内・国外いずれかの分析対象となる企業総数は83社。
（国内対象63社+国外対象58社-両方対象38社=83社）

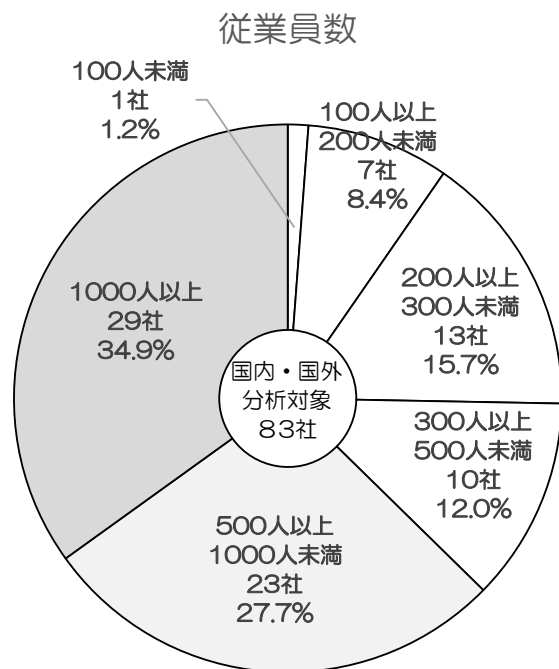
評価項目別得点の合計点（支社別）



[2]企業規模等の概要

①全社従業員数（非正規社員含む）

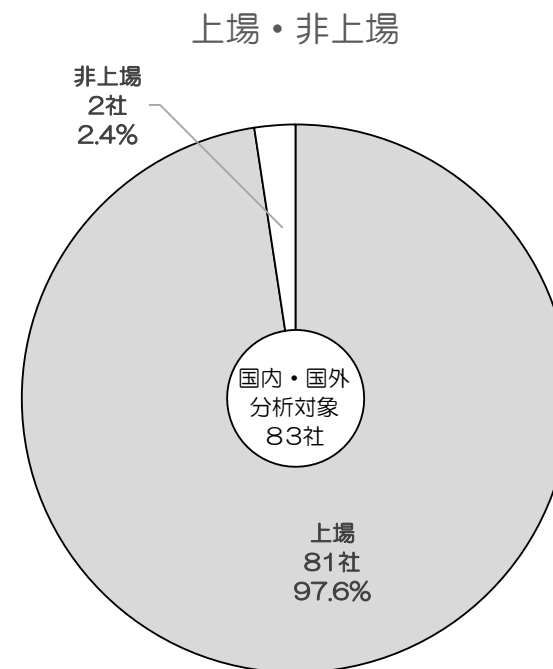
◆アンケート回答企業の内、国内・国外いずれかの分析対象となる83社について、非正規社員を含む従業員数の規模で最も多かったのは「1000人以上」で34.9%。次いで「500人以上1000人未満」27.7%となっており、この2グループで全体の3分の2弱。



②上場・非上場の別

◆国内・国外いずれかの分析対象となる83社について、上場・非上場の別では、上場企業が81社と97.6%を占める。

◆原則として上場企業を主な調査対象としたため、非上場企業はわずか2社にとどまる。

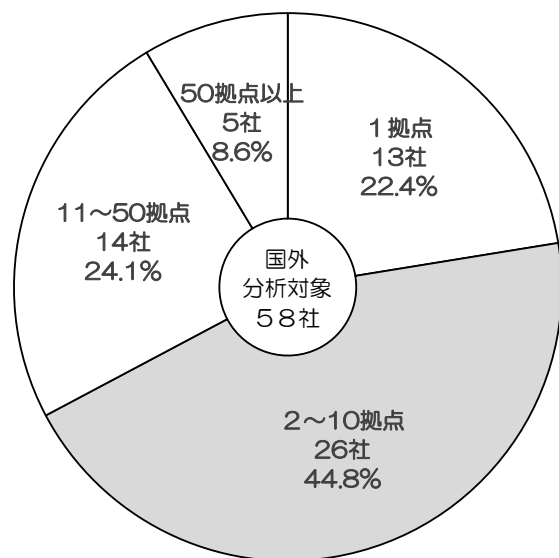


③国外の拠点数

◆「国外への引越し」の分析対象となる58社について、国外の拠点数は、「2～10拠点」を展開する企業がほぼ半数の26社（44.8%）。

◆国外拠点が50以上存在する企業も1割弱存在する。

国外の拠点数



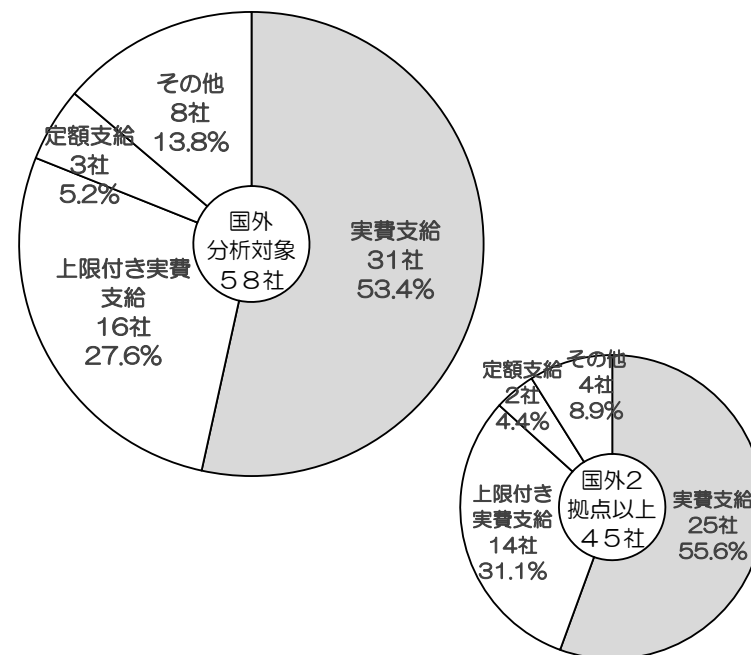
④国外の引越しに関する企業規程

◆国外の引越しに関する企業規程では、「実費支給」とする企業が過半数。国外拠点が2拠点以上の企業に限っても、傾向は同様。

◆「その他」の具体的内容は以下の通り。

- ・規程がない・支給しない・・・4社
- ・会社指定業者による引越手配（全額会社で費用負担）
- ・出張旅費、支度料の定額支給、および家財の荷造り、運送料の上限付き実費支給
- ・単身・家具家電付きで、必要最低限の被服等のみ手持ちで運ぶ為、引越に該当しない。
- ・都度相談

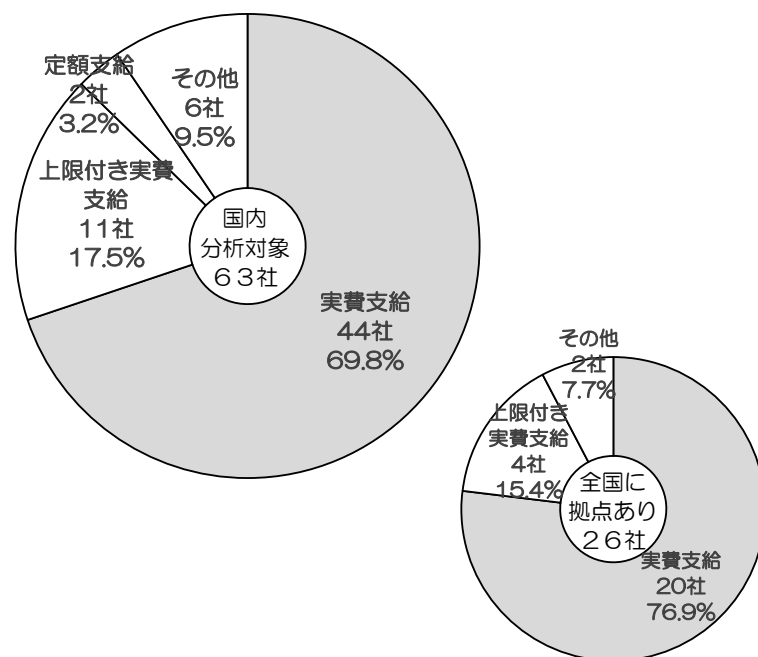
国外の引越しに関する企業規定



⑤国内の引越しに関する企業規定

- ◆国内の引越しに関する企業規程では、「実費支給」とする企業が3分の2以上。
- ◆国内7ブロック全てに拠点展開している26社に関しては、「実費支給」が4分の3を上回る。
- ◆「その他」の具体的内容は以下の通り。
 - ・引越しを要する転勤は無いため規程もない
 - ・運送等費用は実費、契約時初期費用補助は定額
 - ・会社指定業者による引越手配（全額会社で費用負担）
 - ・指定業者2社見積りの上実費支給
 - ・実費会社請求
 - ・出張旅費、支度料の定額支給、および家財の荷造り、運送料の実費支給

国内の引越しに関する企業規定



調査結果【Ⅱ】国外への引越しの場合の企業規程

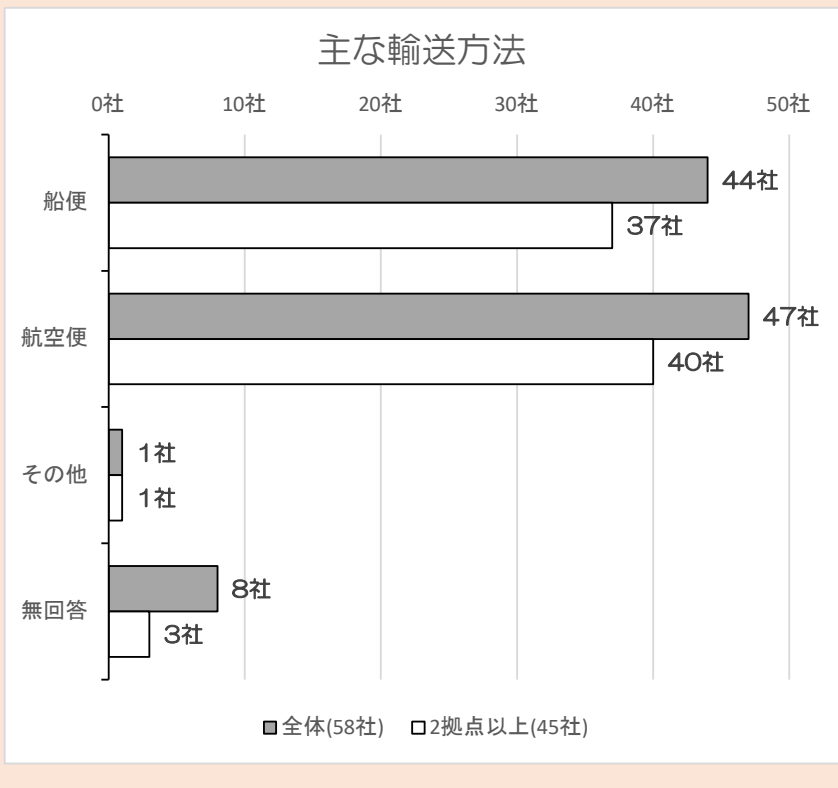
調査結果【Ⅱ】 国外への引越しの場合の企業規程

[1] 国外の引越しに関する企業規定

① 国外への引越しの場合に使われる主な輸送方法 ※複数回答あり

◆ 国外への引越しに使われる主な輸送方法として挙げられるのは、ほぼ「船便」か「航空便」。

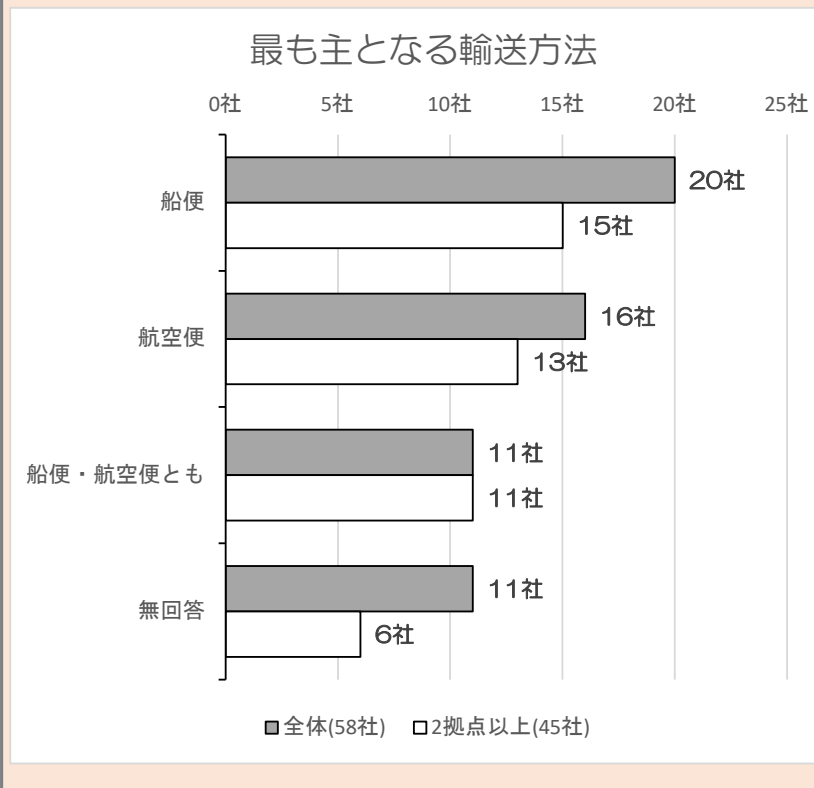
◆ 「船便」と「航空便」の比較では、やや「航空便」が多い傾向。



② 主な輸送方法のうち、最も主となるもの

◆ 最も主となる輸送方法については、採用している輸送方法とは異なり、「船便」が「航空便」より多い。

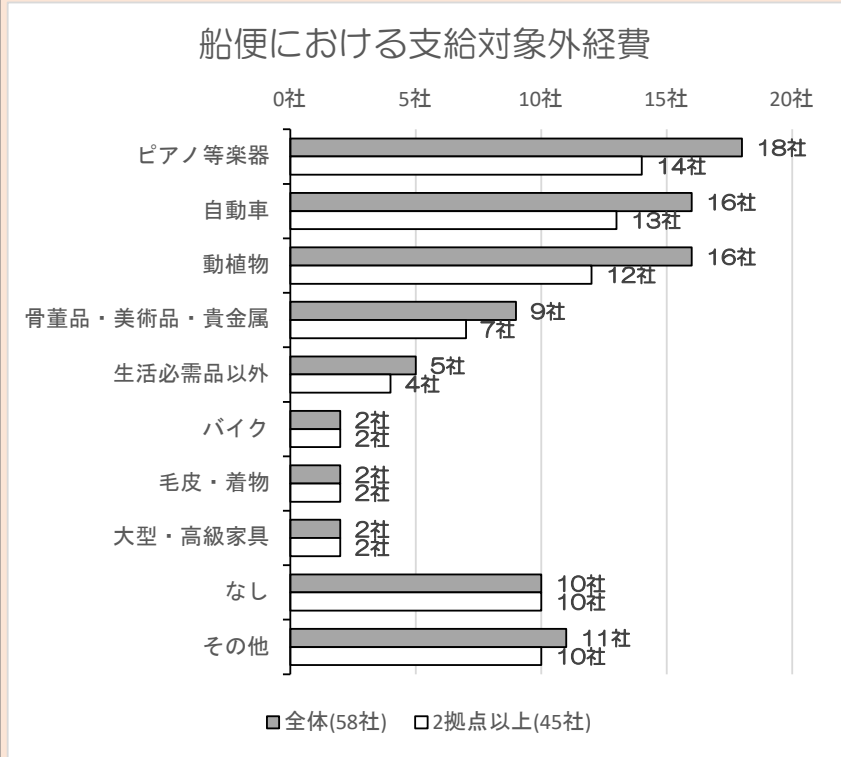
◆ 「船便」と「航空便」の優劣がつけがたいという企業も11社あり。



調査結果【Ⅱ】 国外への引越しの場合の企業規程

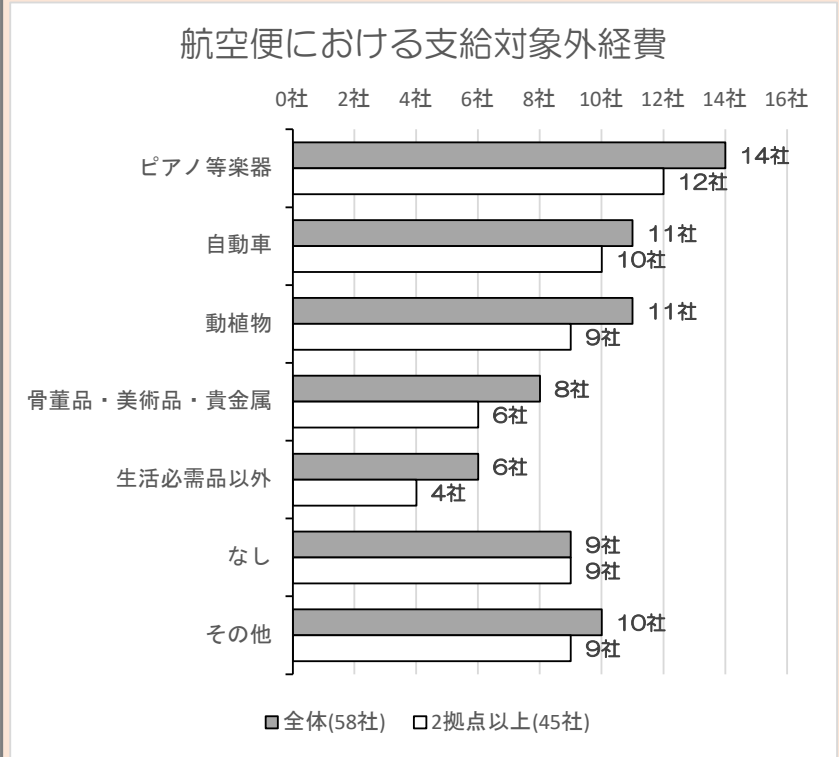
③-1 船便における支給対象外経費と、対象外としている理由

- ◆ 国外の引越しにおける船便輸送で、支給対象外経費として多い上位3品目は「ピアノ等楽器」「自動車」「動植物」。
- ◆ 対象外とする理由は、「生活必需品ではない」「個人的趣味・嗜好品」を中心に、以下の通り。(無回答を除き、複数回答あり)
 - 「生活必需品でないため」9社
 - 「個人的な嗜好が強いため」7社
 - 「特殊な輸送費を要するため」6社
 - 「大型・過重であるため」5社
 - 「業務上必要ないため」2社
 - 「会社規程外のため」2社



③-2 航空便における支給対象外経費と、対象外としている理由

- ◆ 航空便輸送においても、支給対象外経費とのトップ3は「ピアノ等楽器」「自動車」「動植物」。
- ◆ 理由も船便と変わらず「生活必需品ではない」「個人的趣味・嗜好品」を中心に、以下の通り。(無回答を除き、複数回答あり)
 - 「個人的な嗜好が強いため」10社
 - 「生活必需品でないため」9社
 - 「大型・過重であるため」7社
 - 「特殊な輸送費を要するため」5社
 - 「業務上必要ないため」2社
 - 「慣習・会社規程」3社
 - 「追加準備物(家具・家電)は対象外のため」1社
 - 「検疫対象となるため(植物)」1社

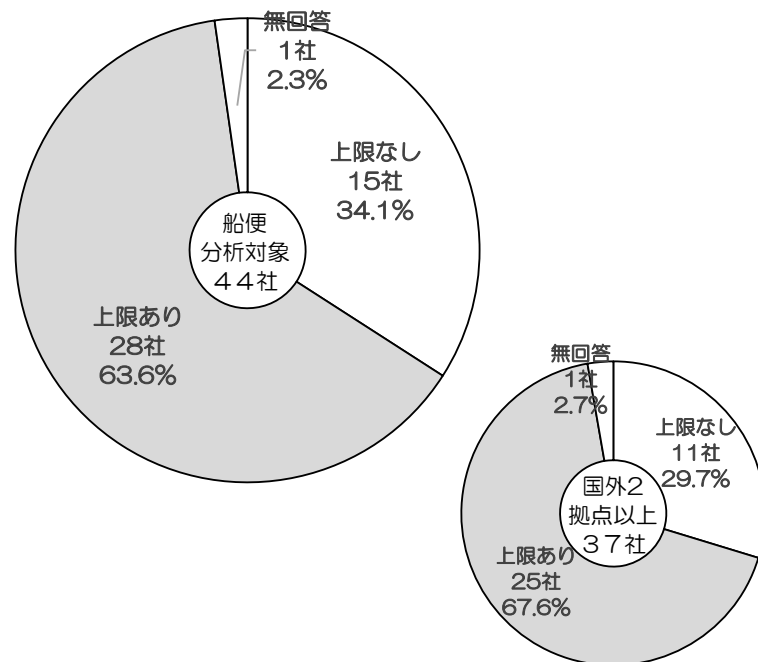


[2] 役職の違いによる規程の違い

①-1 船便における役職別輸送品容積又は重量の上限 (㎡、kg等)

- ◆ 国外引越しで船便を使う場合の容積・重量の上限については、「上限あり」がおよそ3分の2の63.6%。
- ◆ ただし、「上限あり」とする企業28社のうち、上限に「役職による違いあり」とするのはわずかに1社のみ。
- ◆ 「上限なし」とする企業が3割前後あり。

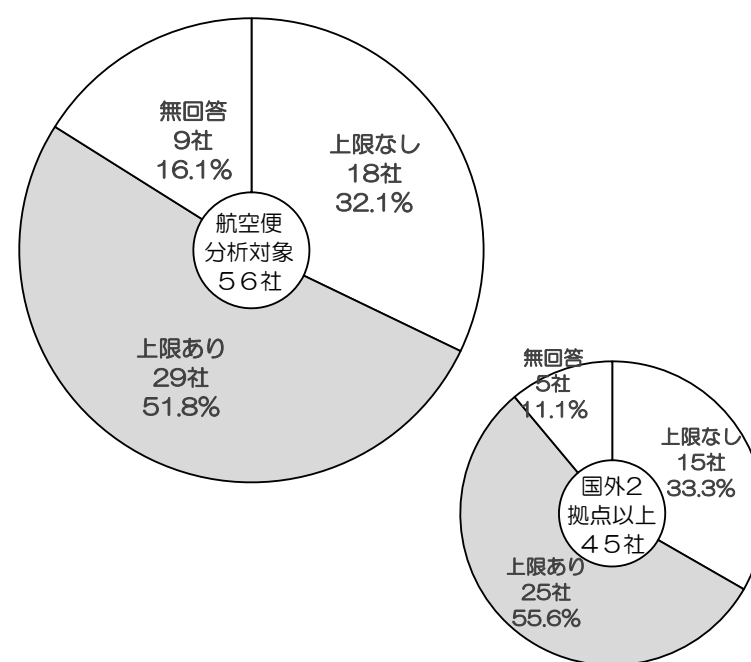
船便における役職別容積・重量の上限



①-2 航空便における役職別輸送品容積又は重量の上限 (㎡、kg等)

- ◆ 国外引越しで航空便を使う場合の容積・重量の上限については、「上限あり」がおよそ半分の51.8%。
- ◆ 「上限あり」とする企業29社のうち、上限に「役職による違いあり」とした企業は皆無。
- ◆ 「上限なし」とする企業が3割前後あり。

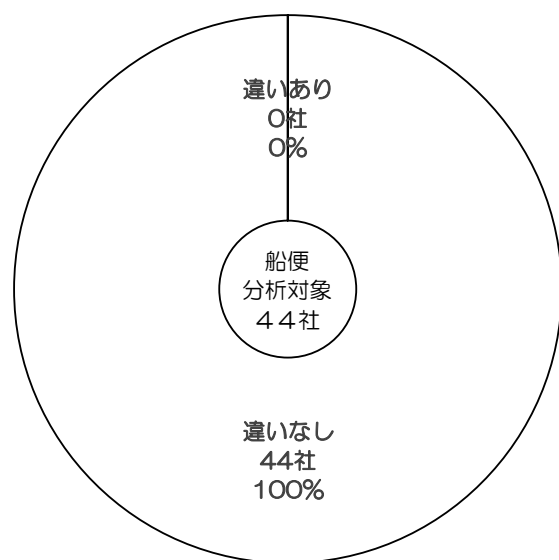
航空便における役職別容積・重量の上限



②-1 船便における役職別支給対象外経費の違い

◆ 船便における役職別支給対象外経費の違いについては、全ての対象企業が「役職による違いなし」と回答。

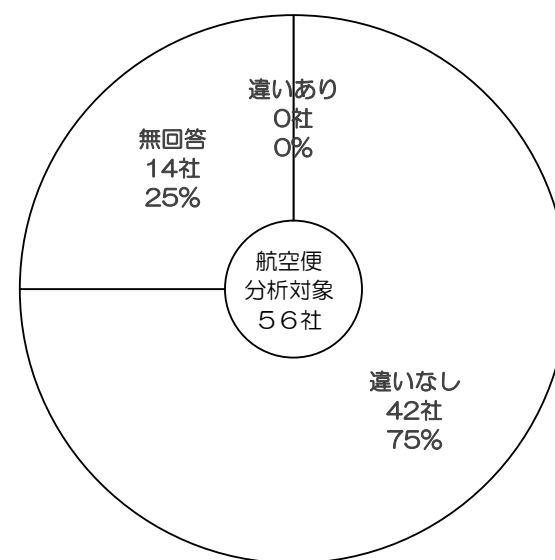
船便における役職別支給対象外経費



②-2 航空便における役職別支給対象外経費の違い

◆ 航空便においても、役職別支給対象外経費の違いについて「役職による違いあり」と回答した企業は皆無。

国外の拠点数



調査結果【Ⅱ】 国外への引越しの場合の企業規程

[3] 家族形態（家族／単身）の違いによる規程の違い

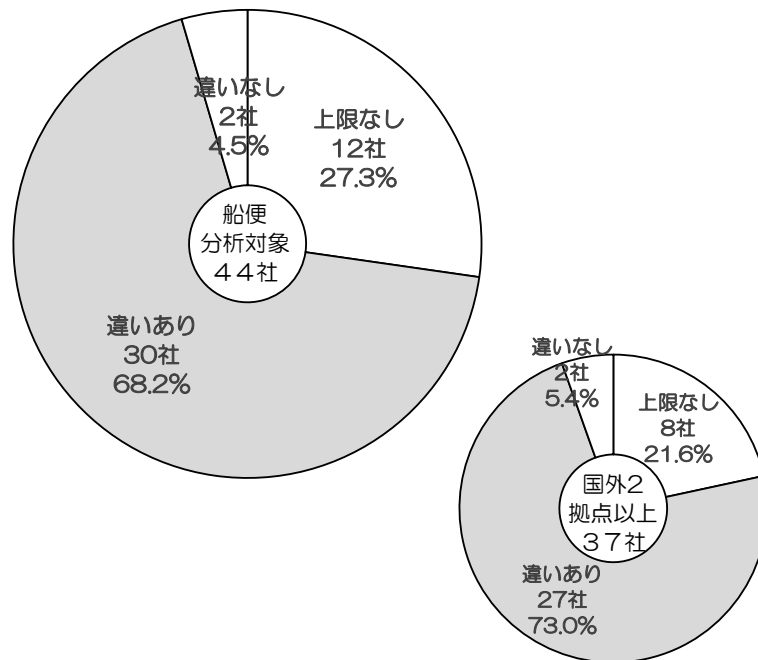
①-1 船便における家族形態別輸送品容積又は重量の上限（㎡、kg等）

◆ 国外引越しで船便を使う場合の容積・重量の上限については、「上限あり」がおよそ3分の2の68.2%。

◆ ただし、「上限あり」とする企業32社のうち30社までが、上限に「家族形態による違いあり」（単身と家族で容積・重量の上限が異なる）と回答。

◆ 船便に関しては、上限となるのは重量ではなく容積で、多くの場合、1人あたりは「200～300FCT（5～10㎡）」程度（子供は大人の半分等）。

船便の家族形態別容積・重量の上限



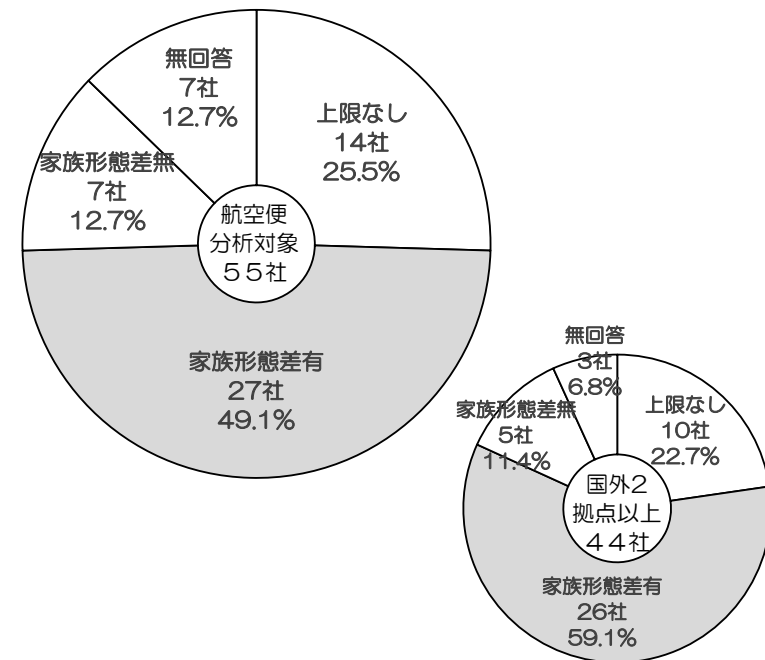
①-2 航空便における家族形態別輸送品容積又は重量の上限（㎡、kg等）

◆ 航空便において、家族形態別容積・重量の「上限あり」とする企業は34社（61.8%）。

◆ 上記の34社のうち27社（対象企業のほぼ半数）が、容積・重量の上限については、「家族形態による違いあり」と回答。

◆ 航空便に関しては、上限となるのは容積ではなく重量で、多くの場合、1人あたりは「30～40kg」程度（子供は大人の半分等）。

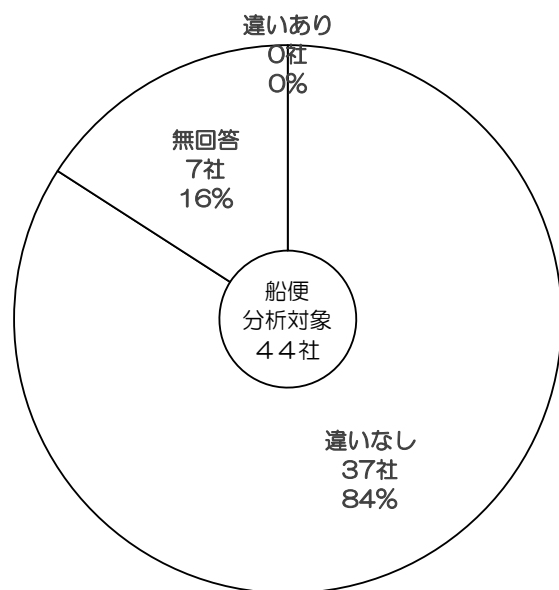
航空便の家族形態別容積・重量の上限



②-1 船便における家族形態別支給対象外経費の違い

◆ 船便における家族形態別支給対象外経費の違いについては、「家族形態による違いあり」と回答した企業は皆無。

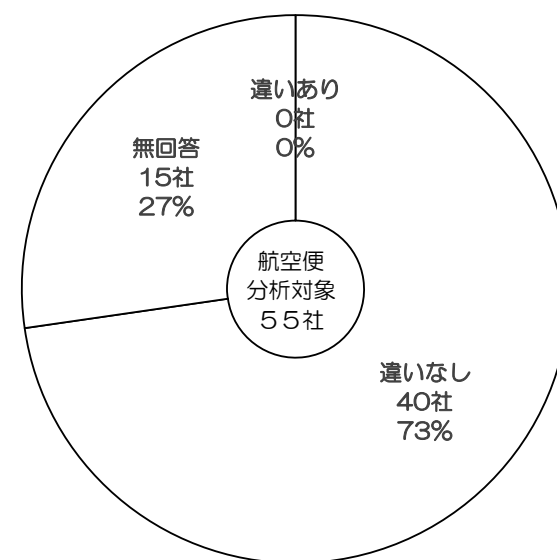
船便における役職別支給対象外経費



②-2 航空便における家族形態別支給対象外経費の違い

◆ 航空便においても、家族形態別支給対象外経費の違いについて「家族形態による違いあり」と回答した企業は皆無。

国外の拠点数



調査結果【Ⅱ】 国外への引越しの場合の企業規程

[4] 預入荷物

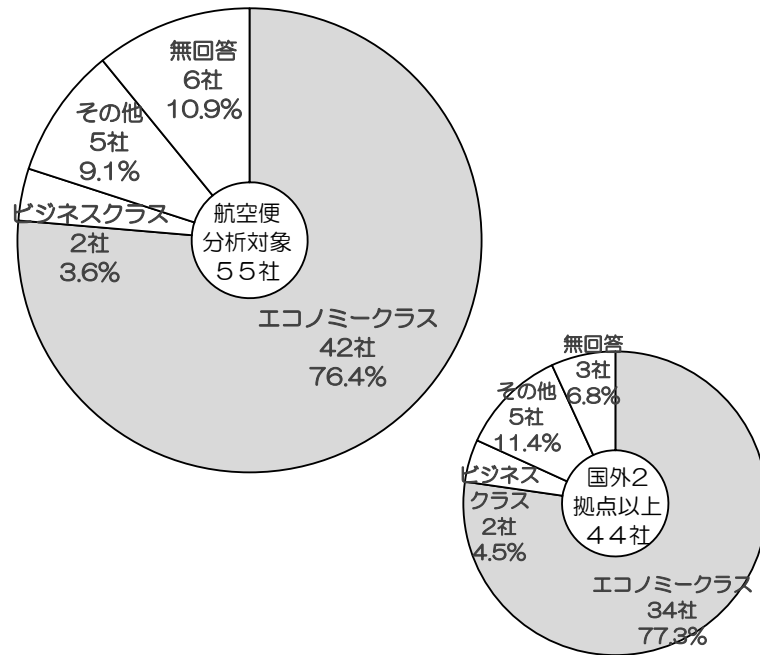
① 国外への赴任の際に通常用いられる座席クラス

◆ 国外引越しの航空便で通常用いられる座席クラスとしては圧倒的に「エコノミークラス」が多く、76.4%。

◆ 「その他」として挙げられた具体的内容は以下の通り。

- ・エコノミークラス（飛行時間が8時間を超える場合はビジネス）
- ・ビジネスクラス（役員）、エコノミークラス（一般社員）
- ・ビジネスクラス, エコノミークラス
- ・ビジネスクラス, プレミアムエコノミークラス, エコノミークラス × 2社

航空便の通常座席クラス



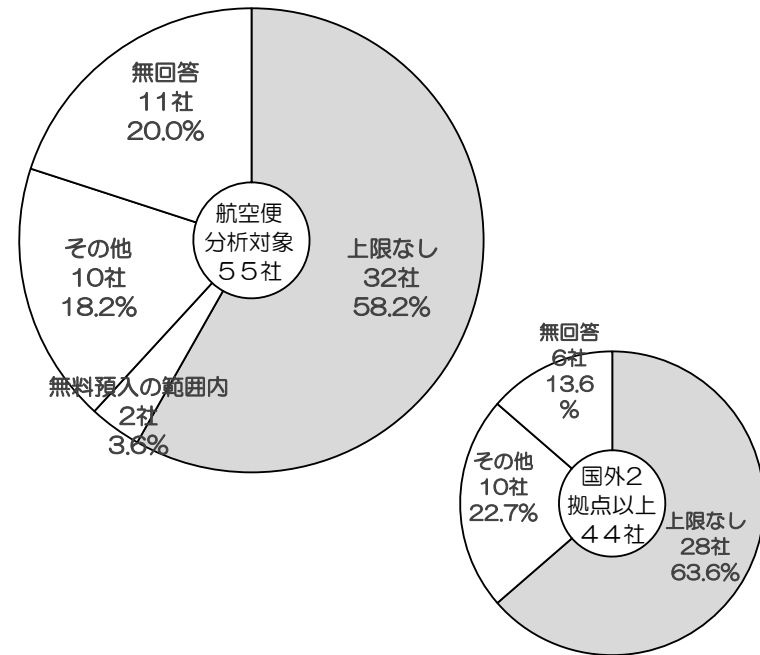
② 無料預入荷物も含めて持参できる預入荷物の上限（通常の場合）

◆ 航空便において、持参できる預け入れ荷物については、「上限なし」とする企業が最多で58.2%。

◆ 「その他」として挙げられた上限の内容は以下の通り。

- 重量10kg
- 重量15kg
- 重量20kg
- 個数3個
- 個数は1個、重量は10kg
- 個数は1個、重量は航空会社による
- 個数制限なし、重量制限10kg
- 重さ：超過重量10kgまで
- 重量：本人・配偶者は各30kg、子は各20kg
- 本人15kg、配偶者15kg、子女1人当たり10kg。

預入荷物の上限（通常の場合）



調査結果【Ⅲ】国内での引越しの場合の企業規程

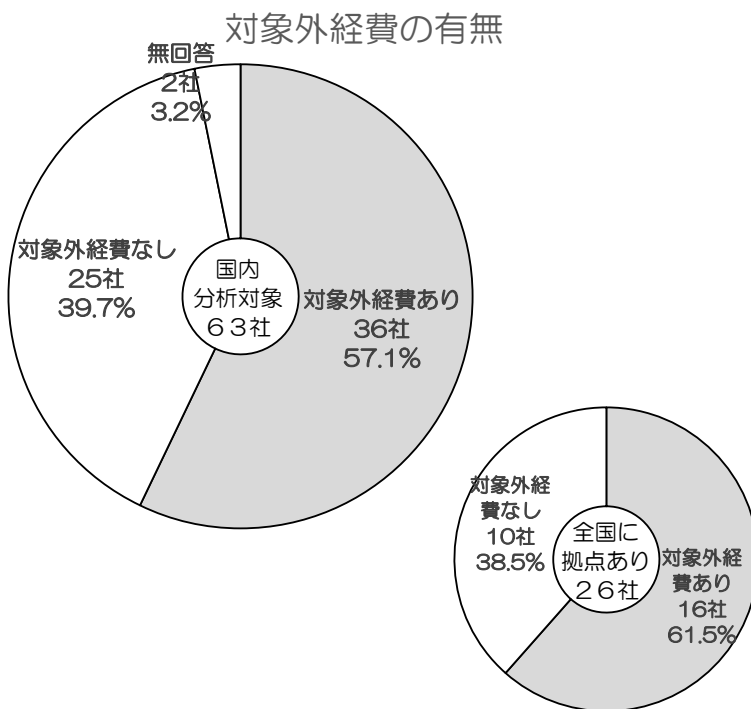
調査結果【Ⅲ】国内での引越しの場合の企業規程

[1] 国外の引越しに関する企業規定

①-1 支給対象外経費の有無

◆国内の引越しについての支給対象外経費の有無は、「対象外経費あり」が57.1%と「対象外経費なし」39.7%よりやや多い。

◆より広範囲に全国7ブロック全てに拠点を配置している企業26社に限ってみると、「対象外経費あり」は61.5%とさらに多い傾向。

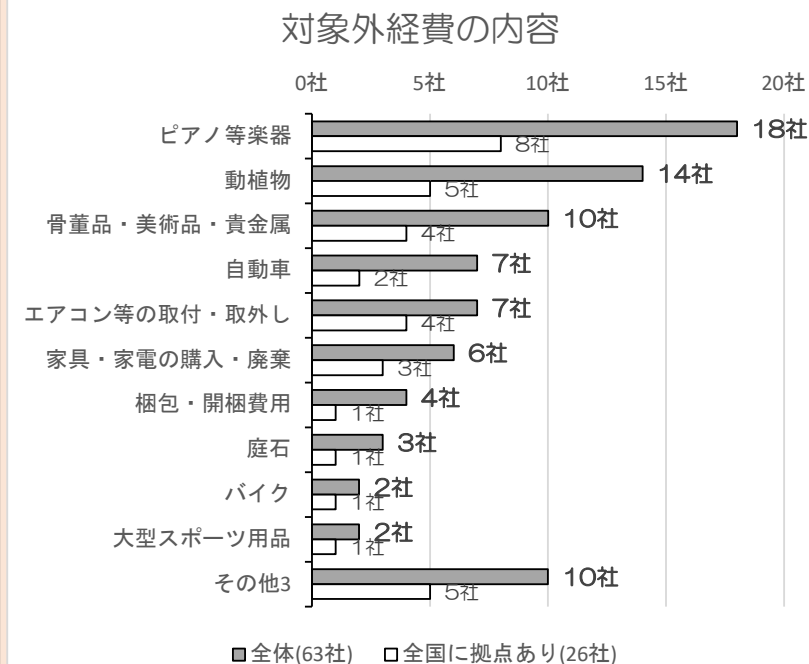


①-2 支給対象外経費の内容

◆国内引越しの支給対象外経費の内容として具体的に挙げられているのは、「ピアノ等楽器」が最多。次いで「動植物」「骨董品・美術品・貴金属」。

◆「その他」として挙げられた対象外経費の内容は以下の通り。

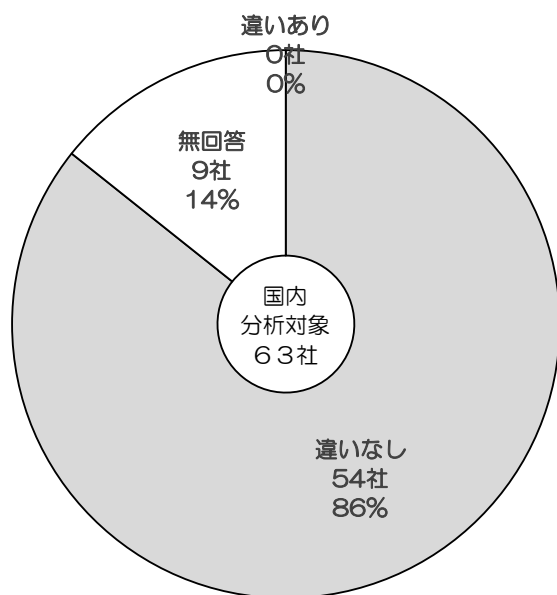
「毛皮・着物」
「運送保険料」
「金庫」
「駐車場仲介手数料、不動産会社の優待サービス会員費、害虫駆除費」
「大型なもの」
「趣味、嗜好品に属する物品にかかる特別な輸送費」
「電話の移設料・テレビのアンテナの取付取外し料・ピアノの調律料・転任の挨拶状（郵送料を含む）・その他移転に伴う諸経費」
「運搬は日常生活用品・用具を対象とし、物置・ガレージ等の建造物（※中略）等は対象外とします。（※中略）ケーブルテレビ等設置料 など」
「事情に応じて負担する」
「諸条件により判断」



②役職による支給対象外経費の違い

◆国内の引越しにおける役職別支給対象外経費の違いについては、「役職による違いあり」とした企業は皆無。

役職別支給対象外経費



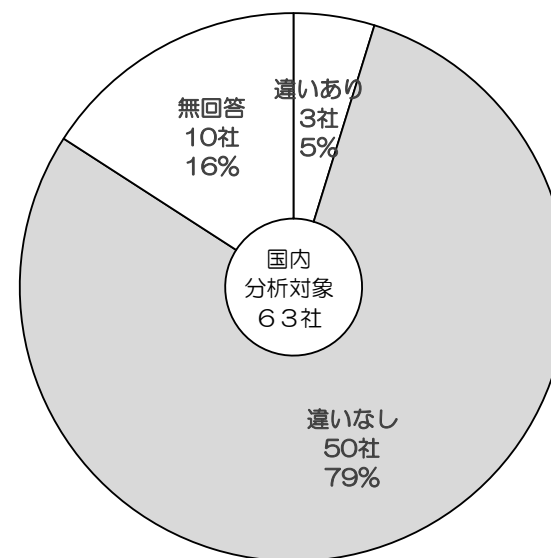
③家族形態（家族／単身）による支給対象外経費の違い

◆国内の引越しにおける家族形態別支給対象外経費の違いについても、「家族形態による違いあり」と回答した企業はわずかに3社。

◆「違いあり」とした3社の内容は以下の通り。

- ・基本的に車1台とバイク等1台までの輸送を許可しているが、配偶者帯同に限り、追加で車1台とバイク1台まで輸送可能としている。
- ・家族の場合、状況に応じて会社が負担
- ・妊娠中、子供が1歳未満の場合は、荷造りサービス利用可

家族形態別支給対象外経費

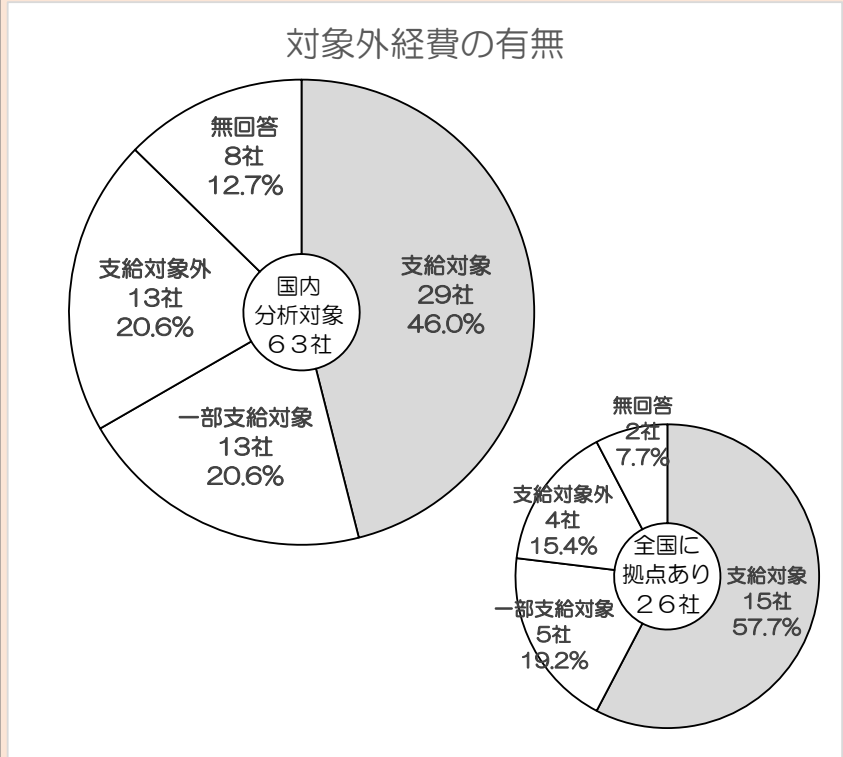


調査結果【Ⅳ】自家用自動車等搬送費用

調査結果【Ⅳ】自家用自動車等搬送費用

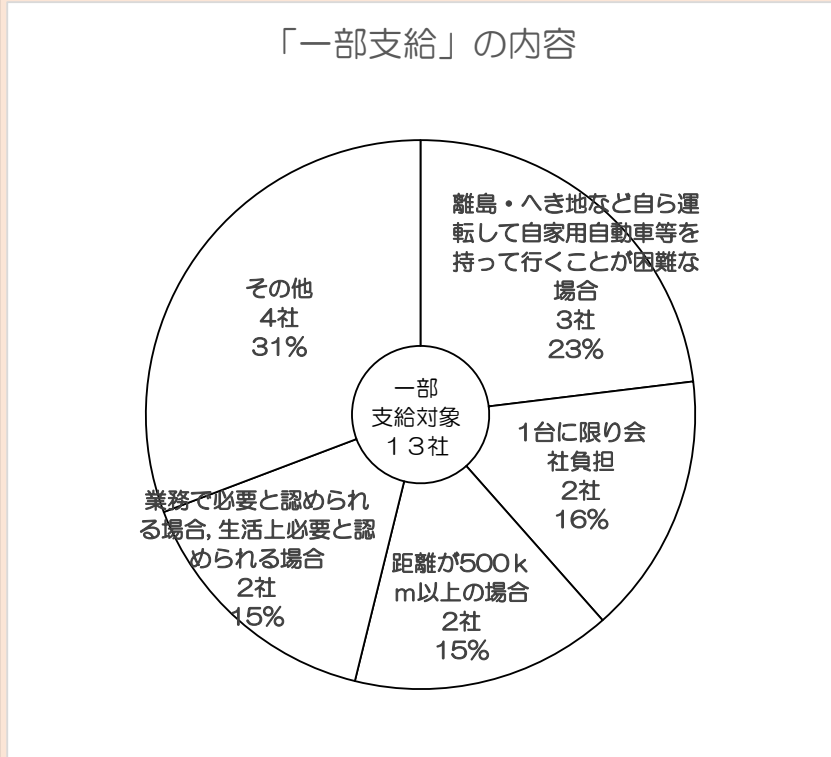
[1]自家用自動車等搬送費用について支給対象経費としているか

- ◆国内の引越しについて、自家用自動車等搬送費用を支給対象経費としているかは、46.0%と半数近くが「支給対象」。
- ◆より広範囲に全国7ブロック全てに拠点を配置している企業26社に限ってみると、「支給対象」としている割合はさらに増えて57.7%。



[2]自家用自動車等搬送費用について「一部を支給対象」の場合の支給対象

- ◆自家用自動車等搬送費用を「一部を支給対象」とする企業の、対象となるケースで複数回答があったのは「離島・へき地など自ら運転して自家用自動車等を持って行くことが困難な場合」「1台に限り会社負担」「距離が500km以上の場合」「業務で必要と認められる場合、生活上必要と認められる場合」の4つ。
- ◆「その他」として挙げられたのは以下の通り。
 - ・勤務地が遠隔地となる場合は支給対象としている
 - ・引越者本人が自ら運転して移動することを希望した場合は対象外
 - ・免許取得者数を上限とする
 - ・生活上必要と認められる場合



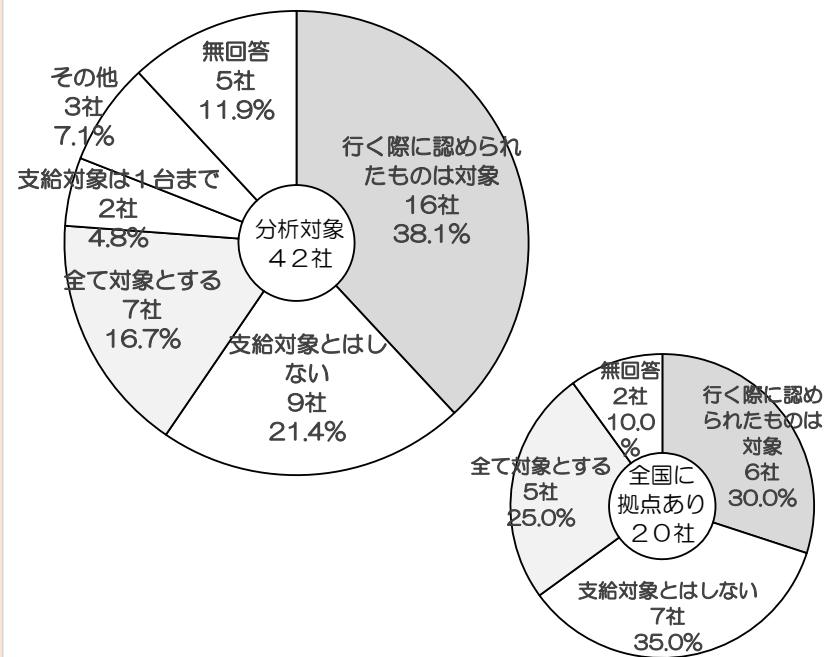
調査結果【Ⅳ】自家用自動車等搬送費用

[3]自家用自動車等搬送費用が支給対象として認められ、赴任地へ自家用自動車等を持って行ったが、次の勤務地やもと居た勤務地へ戻る場合に条件に当てはまらず、自家用自動車等搬送費用が従業員の自費になってしまう場合にはどのように対応しているか。

◆自動車の輸送が支給対象（一部対象含む）として認められた企業において、次の勤務地への引越では条件に当てはまらない場合、最も多いのは「行く際に認められたものは対象」。「全て対象とする」と合わせると約55%は支給対象となっている。

◆全国7ブロック全てに拠点のある企業20社に限っても、やはり55%は「行く際に認められたものは対象」もしくは「全て対象とする」。

次転勤で自動車関連条件に合わない場合

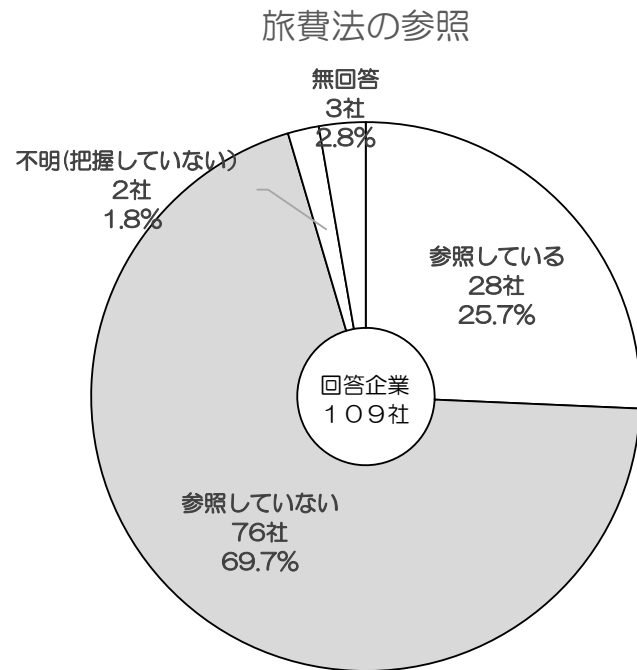


調査結果【V】国家公務員等の旅費に関する法律

調査結果【V】国家公務員等の旅費に関する法律

[1] 自社の企業規程は旅費法を参照しているか

◆国内・国外の調査項目の分析対象になっていない企業を含め、回答が得られた企業109社について、旅費法を参照しているかどうか確認した結果、旅費法を「参照していない」企業が76社とほぼ7割で、「参照している」は28社（25.7%）。



[2] 旅費法改正に合わせて、企業規程を変更する予定があるか

◆旅費法改正に合わせた企業規程を変更予定を確認すると、「変更予定はない」が最多の79社（72.5%）。

◆ただし、前項で旅費法を「参照している」とした28社に限ると、「現在、検討中」15社（53.6%）が「変更予定はない」11社（39.3%）を上回る。

◆「変更予定がある」とした3社の予定内容は以下の通り。

- ・従前から国の規程に準拠しており、旅費法改正にあわせて、引き続き国の規程に準拠する ×2社
- ・従前は国の規程に準拠していたが、旅費法改正を契機に国の規程に準拠せず、独自で定める

